

(案)

苫小牧市議会業務継続計画 (苫小牧市議会 B C P)

令和 年 月

苫小牧市議会

目 次

1	B C P とは	1
2	議会 B C P 策定の必要性・目的	1
3	対象とする災害等	2
4	災害発生時の議会・議員・議会事務局の役割	3
5	苫小牧市議会災害対策委員会	4
6	災害発生時の行動パターン	4
7	災害発生時の具体的な行動	5
8	感染症への議会・議員・議会事務局としての対応	10
9	国民保護への議会・議員・議会事務局としての対応	11
10	災害発生時における連絡体制	13
11	その他各種対応	14

1 B C Pとは

内閣府のホームページによると、B C Pとは、Business Continuity Plan の略で、一般的な解釈としては災害・事故で被害を受けても、重要業務をなるべく中断させず、中断してもできるだけ早急に（あるいは、許容される中断時間内）復旧させる「業務継続」を戦略的に実現するための計画とされています。

2 議会B C P策定の必要性・目的

近年、市民の生命や生活に大きな影響を及ぼす大規模災害の発生や感染症の世界的な流行により基礎自治体の機能停止につながるような重大な事案が多発しており、このような非常事態が発生した場合における、議事機関としての議会機能が継続するための具体的な計画を定めておくことが重要となっています。

これら有事の際の議会機能の維持・早期回復を図り、もって市民の安全確保と災害復旧等に向けて、市との連携により迅速かつ適切な対策が行えるよう、必要な組織体制や議会・議員・議会事務局の行動指針などを定める「苦小牧市議会業務継続計画（苦小牧市議会B C P）」（以下「議会B C P」という。）を策定します。

なお、現在運用している苦小牧市議会災害時対応マニュアルは、今回策定する議会B C Pに一本化し、廃止します。



3 対象とする災害等

議会B C Pが対象とする災害等は、市災害対策本部設置における第3非常配備、苫小牧市新型インフルエンザ対策危機管理マニュアルにおける市新型インフルエンザ対策本部及び苫小牧市国民保護計画における市国民保護対策本部が設置される災害基準等を準用し、下表のとおりとします。

また、その他災害であっても議長が必要と認めた場合は、議会B C Pの対象とする災害とすることができます。

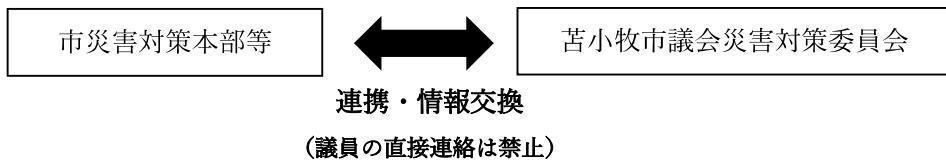
災害種別	配備基準
(1) 地震	<ul style="list-style-type: none">・震度5強以上の地震が発生・人的被害が発生・市内各所で被害発生
(2) 津波	<ul style="list-style-type: none">・大津波警報が発表
(3) 火山	<ul style="list-style-type: none">◇噴火警戒レベル3（中規模噴火前兆期）以上が発表・樽前地区の避難◇レベル4（中規模噴火期）が発表・小糸魚川以西の地区の避難準備◇レベル5（大規模噴火期）が発表・小糸魚川以西の地区の避難
(4) 風水害・重大事故	<ul style="list-style-type: none">・土砂災害が発生・人的被害が発生・道路、ライフラインなど市民生活に影響のある物的被害が発生・広範囲にわたる災害発生があった場合・油、海難事故など重大な事故の発生
(5) 感染症・国民保護	<ul style="list-style-type: none">・厚生労働省が定める指定感染症、新感染症、新型インフルエンザ等感染症により、市民の生命及び健康に重篤な影響を与える恐れがあるとき・ミサイル攻撃等の武力攻撃災害が発生又は発生する恐れがあるとき
(6) その他	<ul style="list-style-type: none">・その他議長が必要と認めるとき

4 災害発生時の議会・議員・議会事務局の役割

(1) 議会としての役割

議事機関として議会の機能を停止することなく、適正かつ公平に議会を運営するとともに復旧・復興においては市民の代表機関として大きな責務と役割を担います。

- ア 議会B C Pが対象とする災害等が発生した場合、議長は、市災害対策本部等との協議、連絡、調整を行う窓口の組織として「苫小牧市議会災害対策委員会」（次ページ参照）を設置し、執行部が災害等への対応に全力で専念し応急活動を円滑、迅速に実施できるよう、必要な協力・支援を行います。
- イ 市災害対策本部等の応急活動等が円滑に進むよう、苫小牧市議会災害対策委員会は、各会派又は議員から提供された地域の被災状況等の情報を収集・整理し、市災害対策本部等へ提供します。
- ウ 市民の要望等を踏まえ、必要に応じて関係機関に適時適切に要望活動や市への政策提言等を行い、市の復旧・復興の取組をバックアップします。



(2) 議員としての役割

議員は、議会が議決機関としての機能を維持するために、その構成員としての役割を担っています。

- ア 地域の一員として市民の安全確保と応急対応等に当たり、地域における災害救援活動や復旧活動に協力・支援を行います。
- イ 必要に応じて地域の被災状況等の情報を苫小牧市議会災害対策委員会へ提供します。なお、市災害対策本部等をはじめ執行部では、情報収集や応急対応業務等に奔走し、混乱状態が予想されるため、議員個人から執行部への問合せは控えます。
- ウ 必要に応じて苫小牧市議会災害対策委員会の情報を地域住民へ提供します。

(3) 議会事務局としての役割

- ア 市災害対策本部等が設置された場合、議会事務局職員は、速やかにあらかじめ割り当てられた災害等対応業務へ優先的に従事します。
- イ 苫小牧市議会災害対策委員会の開催準備や事務の補佐を行います。また、市災害対策本部等との連絡体制を確保するとともに、災害情報を収集・整理し、苫小牧市議会災害対策委員会へ報告します。
- ウ 議場や委員会室などの所管施設や関連設備等の被害状況を確認し、必要に応じて代替場所の確保に努めるほか、関連設備が故障した場合は速やかな修復に尽力します。

5 苫小牧市議会災害対策委員会

「苫小牧市議会災害対策委員会」（以下「災害対策委員会」という。）は、議長、副議長、議会運営委員会正副委員長、各会派代表者及び無所属議員をもって組織し、議長は災害対策委員会を代表し、その事務を総括します。議長が事務を総括することが困難な場合は、副議長が代理します。本会議や委員会が概ね平常通り開催できるようになるまでの間、議会として行う取組としては、災害対策委員会に一元化します。

災害対策委員会の主な所掌事務は、下表のとおりします。

	所掌事務
(1)	議員の安否、居所、連絡手段等の掌握に関すること。
(2)	災害情報を収集・整理し、市災害対策本部等へ提供を行うこと。
(3)	市災害対策本部等からの情報収集及び議員へ情報提供を行うこと。
(4)	国、道その他関係機関に対する要望等に関すること。
(5)	市災害対策本部等からの依頼事項に関すること。
(6)	その他議長が必要と認める事項に関すること。

6 災害発生時の行動パターン

災害発生時に議会機能を維持し、予算や条例など重要議案の審議が遅れて市政運営に支障が生じないようにするため、あらかじめ議会、議員、議会事務局それぞれの行動パターンを下記3ケースに示します。

	内 容
ケース 1	議会会期中（本会議・委員会等開催中）
ケース 2	議会会期中（夜間・休会日）
ケース 3	議会閉会中（夜間・視察中含む）

※各ケースにおける委員会開催には、オンライン開催も含みます。

7 災害発生時の具体的な行動

第1 初動期における対応（災害発生時から概ね24時間経過頃）

（1）議会会期中（本会議・委員会等開催中）の場合

本会議（委員会）等の開催中に地震等が発生した際、以下のとおり対応します。

- 1) 摆れを感じた場合、議員（委員）はまず自身の安全を確保します。議会事務局職員は、傍聴者や来庁者の安全を確保する行動をとります。
- 2) 摆れが収まり、議長（委員長）は揆れの大きさや議場（委員会室）内の状況により、以下の対応を行います。

ア) 議場（委員会室）内が危険又は安全と認められない場合

- ・休憩を宣言し、場内にいる全員に対し直ちに避難を指示します。
- ・議会事務局に対し、出席者及び傍聴者の避難誘導を指示します。

※議員（委員）は建物内が安全な場合は会派控室へ、危険な場合は屋外へ避難します。

イ) 議場（委員会室）内が安全な場合

- ・議事は継続します（ただし、災害規模に応じて適宜中断します）。

- 3) 議会事務局は、発生した災害に関して情報収集及び議場（委員会室）の被害状況を確認し、正副議長（正副委員長）へ報告します。

- 4) 正副議長（正副委員長）は、議会事務局からの3)の報告を受け、状況に応じて以下の対応をとります。

- ・正副議長（正副委員長）は、本会議（委員会）の再開又は延会（散会）の判断を行うため、議会運営委員会又は必要な会議体などで協議し、方向性を決定します。

- ・協議の結果、延会（散会）とする場合は、本会議場（委員会室）で全議員（委員）へ諮り決定します。本会議場（委員会室）が使用できない場合は、代替会場で全議員（委員）へ諮り決定します。

- ・災害の規模が大きい場合又は延会（散会）を協議することができない場合は、議長の判断でその日の会議を流会とします。

----- 延会（散会）とした後の対応 -----

- 5) 議会事務局は、引き続き災害情報や被災情報、登庁していない議員（委員）の安否情報等の収集を行い、正副議長（正副委員長）へ報告します。

- 6) 議長は、災害情報や被災情報などを総合的に判断し、自らの判断で必要と認めた場合は、必要な議員を招集し、災害対策委員会を設置します。

※延会とは、予定された議事日程が終わらないでその日の会議を他の日に持ち越すことをいいます。

※散会とは、予定の議事日程を全て済ませて会議を閉じることをいいます。

※流会とは、会議の定足数を欠いているために本会議を開くことができない場合や、会議を開いた後に途中で定足数が欠け会議続行不能となる場合のことをいいます。

(2) 議会会期中（夜間・休会日）の場合

会期中の夜間や休会日に地震等が発生した際、以下のとおり対応します。

- 1) 議員は、議会B C Pの対象となる災害等が発生した際は、自身及び家族の身の安全を確保した後、自ら議会事務局へ安否を連絡します。
- 2) 議員は、地域における被災者の安全確保や避難所への誘導等の活動に努めます。
- 3) 議会事務局は、災害情報や被災情報、議員の安否情報等の収集を行い、正副議長へ報告します。
- 4) 正副議長は、残る会期日程の取扱いについて判断するため、議会運営委員会の開催日時について議会運営委員会正副委員長と調整し、必要な会議体を開催する場合は、関係する議員（委員）と連絡調整します。開催日時を対象の議員（委員）へ連絡します。議会運営委員会又は必要な会議体において方向性を協議します。
- 5) 議長は、災害情報や被災情報などを総合的に判断し、自らの判断で必要と認めた場合は、必要な議員を招集し、災害対策委員会を設置します。

(3) 議会閉会中（夜間・視察中含む）の場合

閉会中に地震等が発生した際、以下のとおり対応します。

- 1) 議員は、議会B C Pの対象となる災害等が発生した際は、自身及び家族の身の安全を確保した後、自ら議会事務局へ安否を連絡します。
- 2) 議員は、地域における被災者の安全確保や避難所への誘導等の活動に努めます。
- 3) 議会事務局は、災害情報や被災情報、議員の安否情報等の収集を行い、正副議長（正副委員長）へ報告します。
- 4) 議長は、災害情報や被災情報などを総合的に判断し、自らの判断で必要と認めた場合は、必要な議員を招集し、災害対策委員会を設置します。
- 5) 災害発生日から数日以内に開催を予定している会議（委員会）等がある場合、正副議長（正副委員長）は、災害情報や被災情報を踏まえ、会議（委員会）等の開催延期等の判断をします（必要に応じて議会運営委員会又は必要な会議体を開催し協議します）。その判断結果を対象の議員（委員）へ連絡します。

なお、委員会視察や研修の期間中における災害発生時において、正副委員長は、災害状況に応じて、委員会視察又は研修会の中止又は延期等の判断を行い、その結果について議会事務局を通して正副議長へ報告します。

第2 応急期における対応（初動期経過後～発災から概ね3日経過頃）

1. 議会（又は正副議長）の対応

- (1) 正副議長は、災害対策委員会で収集・整理した災害情報を、市災害対策本部等へ提供します。また、市災害対策本部等からも必要な災害情報の提供を受けます。
- (2) 正副議長は、各会派又は議員に対し、災害対策委員会で収集・整理した災害情報や市災害対策本部等から提供を受けた災害情報を提供します。
- (3) 正副議長は、会期中に災害等が発生したことによって、本会議（委員会）が延会（散会）になっていて、会期について今後の方向性が決定されていない場合は、議会運営委員会や必要な会議体を開催し、今後の方向性を決定します。

ただし、災害等の被災状況等を勘案し、応急期における判断が困難と認められる場合は、災害対応を優先とし、復旧期に判断を行います。
- (4) 委員会を開催する場合は、当該委員長は、大規模な災害の発生等により委員会を開催する場所に参集することが困難と認める場合は、オンラインを活用した開催も含め判断を行います。
- (5) 会期日程の変更や災害対策委員会の開催等、災害への議会としての対応について市民に周知を行う必要がある場合は、適宜市議会ホームページへの掲載や報道機関への情報提供を行います。

2. 議員の対応

- (1) 議員は、自らの所在を明らかにし、いつでも連絡が取れる体制を確立します。
- (2) 議員は、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じて議会事務局へ情報を提供します。
- (3) 災害対策委員会が設置されている場合、当該委員会を構成する議員は、委員会が開催される場合に当該会場に参集します。ただし、被災状況等により登庁が困難な場合は、必要に応じてオンラインでの参加も可能です。

3. 議会事務局の対応

- (1) 議会事務局は、市災害対策本部等と情報交換を行い、収集・把握した情報を整理し、正副議長へ報告します。また、速やかに議員へ情報提供を行います。
- (2) 市職員としての災害対応業務に従事しなければならない職員は、その業務を優先します。

第3 復旧期における対応（発災から概ね4日経過以降）

1. 議会（又は正副議長）の対応

- (1) (基本的には応急期における行動を継続します) 正副議長は、災害対策委員会で収集・整理した災害情報を、市災害対策本部等へ提供します。また、市災害対策本部等からも必要な災害情報の提供を受けます。
- (2) (基本的には応急期における行動を継続します) 正副議長は、各会派又は議員に対し、災害対策委員会で収集・整理した災害情報や市災害対策本部等から提供を受けた災害情報を提供します。
- (3) 正副議長は、会期中に災害等が発生したことによって、本会議（委員会）が延会（散会）になっていて、会期について今後の方向性が決定されていない場合は、議会運営委員会や必要な会議体を開催し、今後の方向性を決定します。
- (4) 正副議長は、被災の実情を踏まえ、国、道その他関係機関等に対し、適時適切に要望活動を行います。この場合、必要に応じて関係自治体とも十分に連携しながら対応します。
- (5) 委員会を開催する場合は、当該委員長は、大規模な災害の発生等により委員会を開催する場所に参集することが困難と認める場合は、オンラインを活用した開催も含め判断を行います。
- (6) 必要に応じて、これまでの議会としての災害対応への取組等を市議会ホームページ等に掲載するなど、市民へ情報を提供します。

2. 議員の対応

- (1) 議員は、基本的に「応急期における対応」を継続することとし、引き続き地域の被災状況に応じた復旧活動や情報の収集に尽力します。

3. 議会事務局の対応

- (1) 議会事務局は、基本的に「応急期における対応」を継続することとし、引き続き市災害対策本部との情報交換や災害対応業務を行います。

8 感染症への議会・議員・議会事務局としての対応

感染症法で定める指定感染症や新感染症、新型インフルエンザ等感染症などのまん延に対する議会・議員・議会事務局としての対応は、以下のとおりとします。

1. 議会の対応

- (1) 直近や当面の本会議又は委員会等の開催可否、運営、傍聴の取扱い等は、議会運営委員会あるいは必要な会議体を開催し対応を適宜協議します。また、開催に当たり、感染状況に応じて議員（委員）及び説明員の出席者数の調整や換気等の必要な感染対策を行います。
- (2) 委員会を開催する場合は、当該委員長は、感染状況に応じてオンラインを活用した開催も含め判断を行います。
- (3) 議長は、必要に応じて災害対策委員会を設置し、市内の感染状況や国・道の動向等について執行部等から情報を収集し、議員へ情報提供を行います。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の例のように、新感染症の流行が発生した場合は、事態が収束するまでの間、国等からの取扱いやその時々の状況に応じて会議等の運営も柔軟に対応していきます。

2. 議員の対応

- (1) 議員は、自身（家族含む）の健康状態を継続的に把握します。
- (2) 外出に当たっては、国・道・市の要請等を尊重して行動します。
- (3) 自身又は同居する家族等の感染等が判明した場合、保健所等の指示に従い、行動します。

3. 議会事務局の対応

- (1) 議会事務局職員は、自身（家族含む）の健康状態を継続的に把握します。
- (2) 外出に当たっては、国・道・市の要請等を尊重して行動します。
- (3) 自身又は同居する家族等の感染等が判明した場合、保健所等の指示に従い、行動します。
- (4) 議会事務局は、議員及び周りの職員の健康状態を必要に応じて聞き取り等により確認します。
- (5) 執行部等から感染情報等を収集し、必要に応じて全議員へ伝達します。

9 国民保護への議会・議員・議会事務局としての対応

国民保護（※1）に対する議会・議員・議会事務局としての対応は、以下のとおりとします。

（1）本市に弾道ミサイル発射等のJアラートが発令された場合、あるいは武力攻撃災害が発生又は発生の恐れがある場合の対応

時間帯や状況に関わらず、まずは以下のとおり行動し、各自の身の安全を確保することを優先します。

場 所	行動例
屋外にいる場合	できる限り頑丈な建物や地下施設があれば地下などに避難します
建物がない場合	物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ります
屋内にいる場合	窓から離れるか、窓のない部屋に移動します

1) 本会議・委員会等開催中の場合

- ア 議長（委員長）は、Jアラート（※2）の発令を覚知した場合、あるいはミサイル攻撃等による武力攻撃災害が発生又は発生する恐れがある場合は、ただちに本会議（委員会）を休憩し、出席者及び傍聴者に対して、姿勢を低くし、窓のある部屋にいる場合は、できる限り窓から離れるなど、身の安全を確保するよう指示します。
- イ 議会事務局は、安全を確認した後、情報収集を行い議長（委員長）へ報告します。
- ウ 議会運営委員会や必要な会議体において、会議（委員会）の継続について判断します。

2) 1) 以外の場合

- ア 議会事務局は、Jアラート（※2）の発令を覚知した場合、あるいはミサイル攻撃等による武力攻撃災害が発生又は発生する恐れがある場合は、議場や委員会室に来庁者等がいる場合は、速やかに避難行動を促します。
- イ 議会事務局は、安全を確認した後、情報収集を行い正副議長へ報告します。
- ウ 正副議長は、（2）の報告を踏まえた上で、今後の対応を検討します。

※1：国民保護とは、ミサイル、武力攻撃、大規模テロなどから国民の生命、身体、財産を守るため、国や都道府県、市町村、関係機関が協力し避難や救援等を行うことを言います。

※2：Jアラートとは、緊急地震速報や弾道ミサイル情報といった対処に時間的余裕がない事態が発生した場合に、国が人工衛星を用いて情報を送信し、市町村の防災行政無線等を通して、住民等へ緊急情報を伝達するシステムのことを言います。

（2）市国民保護対策本部が設置された場合

1) 議会（又は正副議長）及び議会事務局の対応

- ア 議会事務局は、市国民保護対策本部からの情報を速やかに正副議長へ報告します。
- イ 正副議長は、アの報告を受け、又は必要な議員を招集し、災害対策委員会を設置する等の対応を行います。
- ウ 正副議長は、会派又は議員に対し、収集・把握した情報の提供を行います。
- エ 正副議長は、状況の確認と所要の対応を行うため、必要に応じて市国民保護対策本部と連絡調整を行います。

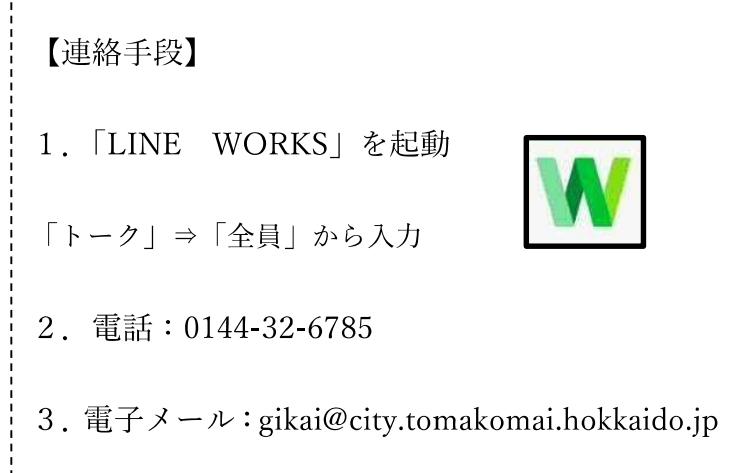
2) 議員の対応

- ア 議員は自らの所在を明らかにし、連絡体制を確立します。
- イ 災害対策委員会が設置されている場合、当該委員会を構成する議員は、開催場所に参集します。ただし、登庁に当たっては周囲の状況を勘案して判断します。

10 災害発生時における連絡体制

(1) 安否確認等について

議会B C Pが対象とする災害等が発生した場合、速やかに議員はラインワークス又は電話もしくは電子メールなどにより、議会事務局へ自身の安否、居所などを連絡します。なお、ラインワークスの使用が制限又はスマートフォン等が使用不能など特別な事情がある場合は、固定電話又は電子メールもしくはF A X等を使用します。



(2) 情報提供等について

ア) 市災害対策本部等から災害対策委員会に提供された情報

市災害対策本部等から災害対策委員会へ提供された災害情報は、ラインワークスにより議員へ情報提供します。なお、ラインワークスの使用が制限又はスマートフォン等が使用不能など特別な事情がある場合は、固定電話又は電子メールもしくはF A X等を使用します。

イ) 議員からの情報提供

議員が地域における活動の中で収集した災害情報や市災害対策本部等への要望等については、議会事務局へ連絡します。議会事務局は情報を取りまとめた後、災害対策委員会へ伝達します。災害対策委員会は、伝達された情報を必要に応じて市災害対策本部等へ提供します。

1.1 その他各種対応

(1) 災害訓練等の実施

災害等発生時に迅速かつ適切に対応することができるよう、平素から各議員及び議会事務局は、議会BCPについて理解を深めるとともに、実際に災害が発生した際に迅速に対応できるよう、定期的に災害訓練等を実施する予定です。

(2) 議会BCPの見直し

議会は、議会BCPをより実効性のあるものとするため、災害等における議会及び議会事務局の体制の検証・点検を行い、必要に応じて見直しを行います。

苫小牧市議会災害対策委員会設置要綱

(令和 年 月 日議長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市議会災害対策委員会（以下「災害対策委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長は、次の場合に災害対策委員会を設置することができる。

- (1) 市内で震度5強以上の地震が発生したとき
- (2) 大津波警報が発表されたとき
- (3) 噴火警戒レベル3（中規模噴火前兆期）以上が発表されたとき（樽前地区的避難）又はレベル4（中規模噴火期）が発表されたとき（小糸魚川以西の地区の避難準備）又はレベル5（大規模噴火期）が発表されたとき（小糸魚川以西の地区の避難）
- (4) 風水害又は重大事故において、土砂災害が発生したとき又は人的被害が発生したとき又は道路・ライフラインなど市民生活に影響のある物的被害が発生したとき又は広範囲にわたる災害が発生したとき又は油、海難事故など重大な事故が発生したとき
- (5) 厚生労働省が定める指定感染症、新感染症、新型インフルエンザ等感染症により、市民の生命及び健康に重篤な影響を与える恐れがあるとき又はミサイル攻撃等の武力攻撃災害が発生又は発生する恐れがあるとき
- (6) その他議長が必要と認めるとき

(組織)

第3条 災害対策委員会は、議長、副議長、議会運営委員会正副委員長、各会派代表者及び無所属議員をもって組織する。

- 2 議長は、災害対策委員会を代表し、その事務を総括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 議長及び副議長に事故があるとき、又は議長及び副議長が欠けたときは、議会運営委員会委員長が議長の職務を代理する。
- 5 議長は、必要と認める場合、その他の議員の参加を求めることができる。

(所掌事務)

第4条 災害対策委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 議員の安否、居所、連絡手段等の掌握に関すること
- (2) 災害情報を収集・整理し、市災害対策本部等へ提供を行うこと
- (3) 市災害対策本部等からの情報収集及び議員へ情報提供を行うこと
- (4) 国、道その他関係機関に対する要望等に関すること
- (5) 市災害対策本部等からの依頼事項に関すること
- (6) その他議長が必要と認める事項に関すること

(議会事務局の役割)

第5条 議会事務局は、議長の命を受け、災害対策委員会の事務を補佐する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、災害対策委員会の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から実施する。